

「令和4年度特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の設定について」

1 特定教育・保育施設等の認可と確認について

認定こども園や幼稚園、保育所、小規模保育事業所が、子ども・子育て支援新制度に係る「施設型給付」や「地域型保育給付」と言われる、市からお支払いする運営費の給付対象となるためには、「認可」と「確認」を受ける必要があります。

「認可」とは「施設の大きさ」、「給食設備」、「保育士の配置」などについて認可基準を満たしていることで、「確認」とは、認可を受けた施設が条件に定められた運営基準に適合しているかどうか審査され、運営費の給付対象施設となることを確定する手続きとなります。子ども・子育て支援新制度を利用する施設は、「認可」と「確認」の両方の手続きを行うことで、運営費の給付対象となります。

2 特定教育・保育施設等の認可定員と利用定員について

「認可定員」とは、施設が認可基準を満たしていると認められた定員で、施設の最大受入能力の意味合いが強く、子ども・子育て支援新制度の給付対象となっていない私学助成の幼稚園なども含めて、「認可」を受けるすべての施設で設定する必要があります。

「利用定員」とは、「確認」の手続きの際に設定する定員で、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を受ける施設のみが設定するもので、運営費の基準単価にも影響します。「利用定員」が大きくなると1人当たりの運営費の単価が下がり、小さくなると1人当たりの補助単価が上がる仕組みとなっているため、「利用定員」をできるだけ低く設定することが収益を上げることの近道となりますが、「利用定員」を低く設定しすぎると運営費の減算を受けるため、「利用定員」は園児数の実態に合わせて適切に設定することが必要です。

「認可定員」は施設が受入可能である最大人数として設定し、「利用定員」は実態の園児数に合わせ、「認可定員」を上限に設定します。

4 令和4年度の利用定員（案）について

【各園の利用定員等変更の内訳】

《認定こども園》

No	施設名	変更理由等
1	認定こども園おとわ	施設の老朽化対策及び保護者の利便性向上のため、認可保育所から保育所型認定こども園に移行
2	認定こども園 苫小牧あおば幼稚園	恒常的に利用定員を下回って受入を行っていることによる減員

《新制度幼稚園》

No	施設名	変更理由等
1	駒沢苫小牧幼稚園	私学幼稚園から新制度幼稚園へ移行

《小規模保育事業所》

No	施設名	変更理由等
1	ヒヨコ保育園	はくちょう幼稚園などを運営している学校法人沼ノ端学園が、北栄町4丁目に新設し、運営開始予定

《施設毎の定員増減》

施設名	利用定員増減				認可定員増減 (私学幼稚園)	備考
	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	2号 (3～5歳)	1号 (3～5歳)		
おとわ	6	11	△5	18	-	新設
苫小牧あおば 幼稚園	0	0	0	△15	-	変更
駒沢苫小牧 幼稚園	0	0	0	85	△200	新設
ヒヨコ保育園	6	13	0	0	-	新設
増減合計	12	24	△5	88	△200	
区分別増減	2号・3号(保育認定)			1号認定・幼稚園		
	31			△112		